

企画競争実施に係る手続きの公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成28年6月1日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長 松平 信治

1. 業務概要

(1) 業務名

平成28年度荒川総合水防演習運営検討業務

(2) 業務目的

水防演習は、自助・共助・公助がそれぞれ協働して一体となり、洪水による水害を防御又は軽減するため、水防関係機関との有機的な連携と水防体制強化、水防技術の習得・錬磨、地域住民に対する水防意識の高揚・啓発、地域住民の水防活動への積極的な参加協力・理解を目的としている。

本業務は、災害から50年の節目となる羽越水害を再認識し、水防技術の向上及び水防の重要性の普及を図り、水防に対する地域住民の理解を深めることを目的とし、平成29年5月に新潟県村上市荒川縁新田地先の荒川河川敷で実施予定である荒川総合水防演習に関して、運営検討を行うものである。

(3) 業務内容

業務目的を踏まえ、以下の業務を行うこととする。

- | | |
|--------------|------------|
| ①計画準備 | ②現地調査 |
| ③資料収集整理 | ④全体構成作成 |
| ⑤進行演出計画 | ⑥会場配置計画等作成 |
| ⑦会議資料作成 | ⑧広報作成 |
| ⑨実施記録ビデオ概略企画 | ⑩案内状原稿作成 |
| ⑪水防資機材検討 | ⑫解説者説明資料作成 |
| ⑬小学生体験学習移動計画 | |

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年3月30日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- ④ 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

企画提案書等を提出する者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成18年度から平成27年度に元請けとして受注し完了した業務において、1件以上の実績を有していなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令指定都市が発注した「水防訓練又は演習」又は「防災訓練又は演習」の企画及び運営業務。

類似業務：国、都道府県、政令指定都市が発注した「シンポジウム」又は「フェスティバル」など式典の企画及び運営業務。

(3) 配置予定管理担当者に関する要件

配置予定管理担当者は、下記に示される同種又は類似業務について、平成18年度から平成27年度に元請けとして受注し完了した業務において、1件以上の実績を有していなければならない。

同種業務：国、都道府県、政令指定都市が発注した「水防訓練又は演習」又は「防災訓練又は演習」の企画及び運営業務。

類似業務：国、都道府県、政令指定都市が発注した「シンポジウム」又は「フェスティバル」など式典の企画及び運営業務。

3. 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 同種及び類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針
- (3) 評価テーマ

・演習プラン作成にあたり、羽越水害の経験を踏まえた防災意識向上のためのポイントについて

4. 手続等

(1) 担当部局

〒959-3196 新潟県村上市藤沢 27-1

北陸地方整備局羽越河川国道事務所 総務課 専門官

電話：0254-62-3211 FAX：0254-62-1106

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間：平成28年6月1日（水）から平成28年6月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

交付場所：〒959-3196 新潟県村上市藤沢 27-1

北陸地方整備局羽越河川国道事務所 総務課 専門官

電話：0254-62-3211 FAX：0254-62-1106

交付方法：窓口で書面での交付、又は郵送（着払い・交付希望者の負担）により行う。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め（1）担当部局

に事前連絡を行うこと。電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（C D－R等）を（１）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データを交付するので、（１）にその旨連絡すること。

（３）企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成２８年６月１６日（木）１７時００分

提出場所：〒959-3196 新潟県村上市藤沢 27-1

北陸地方整備局羽越河川国道事務所 総務課 専門官

電話：0254-62-3211 FAX：0254-62-1106

電子メール konno-s84ju@mlit.go.jp

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによること。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

（４）企画提案に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

１）実施場所：新潟県村上市藤沢 27-1

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

２）実施日：平成２８年６月２０日（月）

３）実施時間：別途通知する。

４）出席者：配置予定管理担当者

５．その他

（１）手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（２）企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

（３）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（４）特定されなかった場合に企画提案書を返却しない。また、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

（５）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。

また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理担当者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

（６）詳細は説明書による。

－ 以上 －